

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）373条1項1号及び702条の8第1項の各規定に基づく差押処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇都税事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、本件各土地に係る固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の滞納金（別紙1「請求人に対する滞納金額内訳書兼督促状発付日一覧表」記載のもの）を徴収するために、請求人の保有する普通預金の払戻請求権に対して行った差押処分（以下「本件処分」という。対象となる請求人の普通預金口座及び差押えの範囲は、別紙2「差押目録」記載のとおりである。対象となる普通預金口座を以下「本件口座」といい、本件口座に係る払戻請求権のうち差押えの対象となる部分を以下「本件差押債権」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、平成28年度まで約20年間にわたり固定資産税等を完納している旨及び年金が振り込まれている本件口座を差し押

さえられ、生活に困窮している旨を主張し、本件処分の取消しを求めている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年1月5日	諮問
平成30年2月20日	審議（第18回第3部会）
平成30年3月16日	審議（第19回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法343条1項は、固定資産税は、固定資産の所有者に課すると定め、同条2項は、固定資産の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者をいうと定め、登記簿等に所有者として登記等をされている個人が賦課期日前に死亡しているときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうとしている。このことは都市計画税の納税義務者においても同様である（法702条の8第1項）。

(2)ア 法10条の2は、共有物に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負うことを定め、法10条は、

地方団体の徴収金の連帯納付義務等については、民法の規定（民法432条から434条まで、437条及び439条から444条まで）を準用する旨を定めている。

イ 民法432条は、数人が連帯債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができることと定める。

ウ 共有に係る不動産の固定資産税等について、その共有者が連帯納付義務を負うが、これらの税は賦課課税方式をとるため、納税通知書（又は納税告知書）がその名宛人に送付され、名宛人として納税の告知を受けることによって、初めて、租税債権が具体的に成立するものである（法10条の2及び13条1項）（大阪高等裁判所昭和58年3月30日判決・行政事件裁判例集34巻3号566頁参照）と解されている。

(3) 都における固定資産税等の課税に係る具体的な事務処理方法を定める「固定資産税及び都市計画税の課税事務の取扱いについて（通達）」（平成28年1月29日付27主資固第243号主税局長通知。以下「局長通知」という。）の第3章・第14節・1によれば、「固定資産税等に係る連帯納税義務者に対する納税の告知は、共有物件等の連帯納税義務者で既に告知済の納税者（以下「筆頭共有者」という。）以外の連帯納税義務者（以下「その他の共有者」という。）全員に対して行なうものであり、都税の徴収上必要な場合に行う。」とされており、ここから、固定資産税等の納税の告知は、まず筆頭共有者1名に対して行い、他の連帯納税義務者に対しては、筆頭共有者が納税しない等の事情が生じたときに、初めてその他の共有者に納税告知を行うものである。

(4) 法373条1項1号及び702条の8第1項は、固定資産税

等に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、徴税吏員は、当該固定資産税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定している。

- (5) 法373条7項及び702条の8第1項は、固定資産税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法（以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によると規定している。

本件に関連する徴収法の規定は以下のとおりである（以下、徴収法において「徴収職員」とあるものは「徴税吏員」とするほか、必要な読み替えを行って表示する。）。

ア 徴収法48条1項は、固定資産税等を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができないと規定する。

イ 徴収法54条は、徴税吏員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならないと規定する（同条柱書及び2号）。

ウ 徴収法62条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行くと規定し（同条1項）、同項の差押の効力は債権差押通知書が第三債務者に到達された時に生ずると規定する（同条3項）。

エ 徴収法63条は、徴税吏員は、債権の全部を差し押さえる必要がないと認めるときは、その一部を差し押さえることができる（同条ただし書）。

オ 徴収法141条3号は、徴税吏員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められ

る範囲内において、滞納者に債務がある者等に対して、質問し、又は滞納者の財産に関する帳簿書類を検査することができる」と規定する。

2 本件処分について

- (1) 請求人は、本件各土地を従前から請求外〇〇と共有していることから、本件各税額を請求外〇〇と連帯して納税する義務を負う（1・(2)・ア）。連帯納税義務については、民法432条の規定が準用されるとされていることから、処分庁は、本件各税額に関して、まず請求外〇〇に対し、次いで請求人に対して、それぞれその全額を請求していることが認められる。
- (2) 請求人は、処分庁から、請求人が負担すべき本件各税額について各納税告知をされたことにより、請求人には納税義務が具体的に発生しているところ（1・(2)・ウ）、請求人が各納期限までに本件各税額を完納しなかったことにより督促状の発付を受けたものの（別紙1）、発付を受けた日から10日が経過したにも関わらず、本件各滞納金を完納しなかったことが認められる。
- (3) そのため、処分庁は、請求人の財産を調査した上で、差押調書により本件処分を決定し、債権差押通知書を作成の上、〇〇支店に送付し、同通知書が到達したことにより本件処分の効力が生じたことから（1・(5)・ウ）、請求人に対して差押調書（謄本）を交付したことが認められる。

なお、処分庁は、請求人に対する各納税告知書及び督促状において、正確な各納期限を示しているところ（別紙1）、差押調書（謄本）に添付された滞納金額内訳書の各納期限に関する記載にのみ誤りがあったことから、処分庁は本件更正通知を行い、請求人及び〇〇支店に通知していることが認められる（差押調書の差押債権欄に記載されている差押債権額（226,5

00円。別紙2)は、当初より正確な各納期限に基づいて本件各滞納金を計算して得た額である。)

(4) 以上のとおり、本件処分は、法令等の規定に則った処分であることから、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人は、前記(第3)のとおり主張するのでそれぞれ検討する。

(1) 請求人は、固定資産税等を平成28年度まで完納しつづけていると主張する。

しかし、請求人が完納していると主張する固定資産税等は、本件家屋に係るものであって、本件各土地に係るものではないから、請求人の主張は、本件処分を取り消す理由にはならない。

(2) 請求人は、年金が振り込まれている本件口座を差し押さえられ、生活に困窮していると主張する。

しかし、社会保険制度に基づいて支給される老齢厚生年金が請求人の本件口座に振り込まれた後は、当該振込金額に相当する払戻請求権は銀行に対する請求権に転化しているため、差押えの対象財産となることから(徴収法76条2項並びに77条1項及び2項。大蔵財務協会刊「平成28年版国税徴収法基本通達逐条解説」823頁)、本件処分は適法なものと解される。

(3) なお、審査請求書には、処分庁との接触の経緯等に関する記述があるが、いずれも本件処分の適法性に関する判断に影響を及ぼすものではない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1から別紙3まで(略)